

鳥取県告示第113号

平成17年鳥取県告示第920号（鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院について）の一部を次のように改正する。

平成24年 2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正後	改正前												
1～3 略 <u>4 県が精神科救急医療施設として指定する病院（1から3までに掲げるもの及び国立大学法人鳥取大学医学部附属病院を除く。）</u>	1～3 略												
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院</td><td>鳥取市東町三丁目307</td></tr><tr><td>社会医療法人仁厚会医療福祉センター倉吉病院</td><td>倉吉市山根43</td></tr><tr><td>医療法人勤誠会米子病院</td><td>米子市日原319-1</td></tr><tr><td>皆生病院</td><td>米子市新開四丁目5-1</td></tr><tr><td>医療法人養和会養和病院</td><td>米子市上後藤三丁目5-1</td></tr></tbody></table>	名称	所在地	社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院	鳥取市東町三丁目307	社会医療法人仁厚会医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根43	医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1	皆生病院	米子市新開四丁目5-1	医療法人養和会養和病院	米子市上後藤三丁目5-1	
名称	所在地												
社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院	鳥取市東町三丁目307												
社会医療法人仁厚会医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根43												
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1												
皆生病院	米子市新開四丁目5-1												
医療法人養和会養和病院	米子市上後藤三丁目5-1												

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この告示は、平成24年2月28日から施行する。